

大山街道景観形成協議会組織図

大山街道景観形成協議会

【活動の内容】

景観形成地区における都市景観形成方針案及び基準案の作成又は変更に関し協議すること
その他都市景観の形成の推進に関すること

【会員】

景観形成地区内の川崎市都市景観条例第15条第1項に規定する関係住民のうち、協議会への参加を希望し協議会の目的等に同意する者

【準会員】

溝口又は二子の町会会員で、協議会の目的、規約等に同意する者
会員及び準会員は、溝口部会又は二子部会のいずれかに属する。

役員会

【活動の内容】

景観形成地区における都市景観形成方針案及び基準案の作成又は変更に関し協議することその他都市景観の形成の推進に関すること

【議決する事項】

- (1) 都市景観形成方針案及び基準案の作成又は変更
- (2) 規約の変更等
- (3) 役員(地区代表委員に限る)の選任
- (4) 協議会の活動及び運営に関する事項
- (5) 全体会合の開催
- (6) その他都市景観の形成の推進に関すること

全体会合

【活動の内容】

役員を選任又は景観形成地区内の情報共有

【議決する事項】

- (1) 役員を選任

(活動内容
の報告)

(活動内容
の報告)

(活動内容
の報告)

溝口部会

二子部会

【活動の内容】

溝口及び二子の各地区における都市景観の形成の推進に関すること

【議決する事項】

- (1) 都市景観の形成の推進に関する部会の活動として、役員会に報告する事項

部会幹事会

【活動の内容】

部会の活動及び運営に関する事項の執行及びその他会務の遂行に必要な事項

【議決する事項】

- (1) 会員又は準会員の入会、退会、会員資格の喪失及び除名

専門委員会

【活動の内容】

都市景観の形成の推進に関すること

【議決する事項】

- (1) 都市景観の形成の推進に関する専門委員会の活動として、役員会に報告する事項

役員会が必要に応じて随時設置する